

（目的） 【抜粋：定款 第1章 第3条】

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

（運営の原理） 【抜粋：定款 第1章 第4条】

本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
2. 本会議所は、これを特定の政党ために利用しない。

（入会） 【一部抜粋：定款 第2章 第8条】

本会議所正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会員の権利） 【一部抜粋：定款 第2章 第9条】

正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

（会員の義務） 【抜粋：定款 第2章 第10条】

本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守しなければならない。

（正会員の義務） 【抜粋：定款 第2章 第11条】

本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

（新会員加入審議に関する事項） 【抜粋：会員資格規程 第2条】

- 入会の申込みは正会員2名以上の推薦を必要とする。但し、入会を希望する者は原則として3年以上在籍可能な者とする。推薦者は所定の様式に従い本人との関係、推薦理由を記し、理事長宛提出する。
2. 総務担当委員長は申込書を審査し、同委員会の意見をとりまとめ、理事会に提出しなければならない。
 3. 推薦者は理事会に出席、もしくは理事に委託し、入会希望者についての諮問に応じなければならない。入会を希望する者は、理事会で承認を受けたのち、総会又は例会1回及び総務担当委員会の主催するオリエンテーション1回並びに委員会2回の会議に出席しなければならない。
 4. 理事会は総務担当委員会の意見を参考にして、入会の可否を決定する。
 5. 入会を承認された新入会員は、入会金を納入した上、例会において入会承認証並びに会員証を交付される。上記各号が履行されない場合は、新入会員としての資格を放棄したものとする。

（会費納入義務） 【抜粋：定款 第2章 第12条】

- 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を納入しなければならない。
2. 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

（会費納入に関する事項） 【一部抜粋：会員資格規程 第3条】

本会議所の会費および納入期限を次のとおりとする。
正会員の年額については理事会議決を経て、総会の承認を得なければならない。納入期限については1月末迄とする。（ただし、年2回の分納を認める。分納の場合は、1月末日までを第1期とし、年額の50%、5月末日までを第2期とし年額の50%とする）

（会費資格に関する事項） 【一部抜粋：会員資格規程 第4条】

- 定款第13条第6号により、所定の期日までに会費を納入しなかった場合には、直ちに督促状を発送するものとする。発送後10日間を経過しても何等回答無いときは、更に退会勧告状を発送し、発送後10日間猶予を設けて、何等回答無いときは、その資格を失うものとする。
2. 正会員は本会議所が主催する事業に3回連続欠席した場合は、直ちに出席督促状を発送し、発送後10日間を経過しても何等回答無いときは、定款第15条第1項第1号の規定により総会の決議によって除名することができる。
 - (2) 欠席する場合は、所定の文書により届出るものとする。出席の回数は、年間例会数の50%を越えない時は、定款第15条第1項第1号の規定により総会の決議によって除名することができる。
 - (3) 新入会員は当初、6ヶ月間の例会及び委員会における出席がそれぞれ60%を越えない時、企業代表者の同意書を提出しない時は、定款第15条第1項第1号の規定により総会の決議によって除名することができる。
 3. 定款第16条により、長期に亘る病気、もしくはその他の理由により、長期欠席を余儀なくされる時は、休会届けを提出し、理事会の承認を得なければならない。休会が1年以上におよんだ時は、一時退会勧告する。

（退会） 【一部抜粋：定款 第2章 第14条】

会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

（除名） 【一部抜粋：定款 第2章 第15条】

- 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、当該正会員を除名することができる。
- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
 - (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に対し総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をなし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

同意書

一般社団法人 都城青年会議所
理事長 山口 晋平 殿

本書 新入会員に関する定款・諸規程を確認・同意の上、

弊社（ ）が入会することを証するため、押印する。

年 月 日

住 所

承諾印 商号又は名称

代表者名

印

一般社団法人都城青年会議所では、2005年4月1日の個人情報保護法に関する法律に伴い、弊会でお預かりしております皆様の個人情報を慎重に取り扱い、プライバシーの保護に努めてまいります。当資料は、連絡事項等以外には一切使用いたしません。